付録-8　点検表記録様式（ｼｪｯﾄﾞ,大型ｶﾙﾊﾞｰﾄ等定期点検要領（国交省 道路局））記入要領

目　次

１　点検表記録様式（シェッド,大型カルバート等定期点検要領（国交省 道路局））の
記入要領 …… 1

２　点検表記録様式のファイル名・シート名の命名規則 …… 4

３　点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について …… 8

1　点検表記録様式（シェッド,大型カルバート等定期点検要領（国交省 道路局））の記入要領

(1)点検表記録様式の概要

本市「データベース」の諸元に合わせること

次回点検までの第三者被害発生の可能性より措置の有無を記載する

定期点検記録様式 （2）大型カルバート　　様式1（2）

施設名・所在地・管理者名等

施設名	路線名	所在地	起点側	施設ID	○○-△△-◇◇
○○カルバート (フリガナ)マルマルカルバート	国道○号	○○県△△町		緯度 経度	43° 56′ 12″ 141° 21′ 31″

管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件（名称）
○○県△△土木事務所	2024.○.○	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断

定期点検者　○○コンサルタント　△△　□□

部材名	区分 （Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類 （Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号，位置等が分かるように記載）	特記事項 （第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）
カルバート本体	Ⅲ	ひびわれ	写真1	点検時点では第三者被害の可能性はなく、応急措置は不要である。
継手	Ⅲ	継手の機能障害	写真2	点検時点では第三者被害の可能性はなく、応急措置は不要である。
ウイング	Ⅰ			
その他	Ⅰ			

施設毎の健全性の診断（区分Ⅰ～Ⅳ）

（区分）　（適宜、所見を記入）

Ⅲ　幅広いひびわれがカルバート延長方向に続いており対策が必要
継手のずれた部分から裏込め土の流入が見られ対策が必要

部材単位の判定区分のうち、最悪値の部位部材を代表して施設全体の判定区分とする

（所見等）

全景写真（起点側，終点側を記載すること）

建設年度	延長	幅員	構造形式
2000	28	10.5	大型カルバート

当局が開催する、E判定会議にて決定した損傷判定からの国点検要領への読替え及び技術的評価結果や特定事象の有無からの予防保全の必要性を併せた健全性の診断とする。
⇒同一損傷で他所に及ぶ場合は最悪値を記入

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する.

別紙2　　様式2(2)

状況写真（変状状況）

○区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

カルバート本体（ 側壁 ）【 区分：Ⅲ 】

写真1

導流部 A-①-Rwa2

継手（遊間部）【 区分：Ⅲ】

写真2

導流部 C-③-Lwa1

ウイング（　　）【 区分：　　】

その他 【 区分：　　】

写真番号は、国調書の番号と本市調書の番号を併記すること
【例　写真１（A-①-48)】

部材番号について、本市調書により
・位置記号（導流部Aなど）
・部材記号（RWa2 など）
などに分類されている場合、それらの情報を記載すること
【例　導流部 A-①-SL】

Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ判定の根拠となった写真を添付する（Ⅰ判定は写真必要なし）

⑵定期点検記録様式 ⑵大型カルバートの記入要領

以下に記入の要旨を記す。詳細は「シェッド・大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和6年3月 国土交通省 道路局」の「付録様式集」を参照すること。

【様式１⑵】

記録様式１は、諸元等に加えて、施設の健全性の診断の区分、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかについての技術的な評価結果について記録するためのものである。

1. 変状の種類

施設の状態や変状の原因の推定するにあたっては、たとえば、表１に示すような変状を少なくとも考慮する。

表１　変状の種類の例

部材		変状の種類
鋼部材		腐食、亀裂、破断、防食機能の劣化、ゆるみ・脱落、その他
コンクリート部材		ひび割れ、うき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰、その他
その他	支承部	支承の機能障害、その他
	継手	継手の機能障害、目地部の変状、吸い出し、その他
	基礎	洗堀、不同沈下、その他
その他		頂版上・のり面の変状、路上施設の変状、その他

2. 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）

応急措置として、第三者被害の可能性のあるうき・剝離部や腐食片などについて除去等の実施の有無を記載する。また応急措置の実施の有無も考慮した上で、次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての施設の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかをあわせて記録する。

4. 所見等

（１）所見

所見には、「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。

一般には、以下の①～⑤内容を含むとともに、これらの措置の必要性に関する技術的な評価から、次回定期点検までの措置に関する総合的な所見を記載することとなる。

①変状・異常の内容とそれが確認された部材・部位（客観的事実）

②変状等の原因（推定）

③施設の現状と次回定期点検まで及び将来における構造物の状態（推定）
④措置の必要性の判断に関わる事項
⑤その他、次回定期点検へ引き継ぐべき事項等

（２）健全性の診断の区分の前提

健全性の診断の区分にあたって、近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は、健全性の診断の区分の前提として記録する。

（３）特定事象

定期点検では、基本的に次回の定期点検までの間に遭遇する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを主たる根拠として健全性の診断の区分が行なわれることとなる。

次回の定期点検までの間（一般的には 5 年程度の期間）に構成要素の耐久性能に影響を及ぼすような変状が急速に進行する懸念のある事象を特定事象として定義し、これらに遭遇する状況を予測して合理的な維持管理に資する目的で、特定事象の該当の有無を記録するようにしている。主な特定事象は「塩害」「アルカリ骨材反応（ASR）」「防食機能の低下」「洗堀」及び「その他」が考えられる。

【様式 2⑵】

記録様式２は、様式１の施設の健全性の診断の区分に関わる所見の根拠となる点検時点で把握した施設の状態について記録するためのものである。

２　点検表記録様式のファイル名・シート名の命名規則

(1)はじめに

定期点検結果のとりまとめを行うにあたり、点検表記録様式に記載されたデータと本市「データベース」との関連付けを行ったうえで、整理・蓄積するために、点検表記録様式のファイルのファイル名・シート名の命名規則を定める。

点検表記録様式の提出にあたっては、本命名規則に沿って作成すること。

(2)適用

・本命名規則では、定期点検結果の報告に使用する国交省HP*1で公開中の「シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和6年3月 国土交通省 道路局」のExcelファイルを対象に、ファイル名・シート名を定める。

*1：シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和６年３月 国土交通省 道路局

・１施設１つの点検表記録様式（Excelファイル）を基本とする。１施設で複数の点検表記録様式（Excelファイル）への記載となる場合も本命名規則に従うこと。

(3)点検表記録様式のファイル形式

・点検表記録様式のファイル形式はExcelブック形式（.xlsx）とする。

・点検表記録様式（Excelファイル）内のセルについて、セルの挿入・削除・結合・分割は行わないこと。

(4)点検表記録様式のシート数の上限

・１つのExcelファイルのシート数は、最大20シートまでを上限とする。

・21シート以上となる場合は、後記(6)③に従ってファイル数を増やすこと。

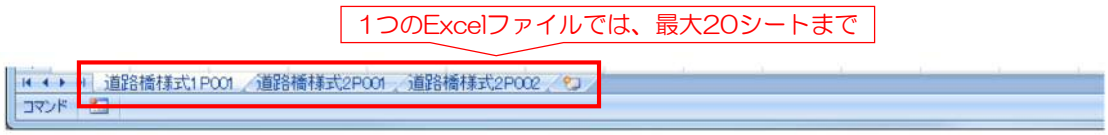

図-１　シート数の上限（最大20シートまで）

⑸点検表記録様式のファイル名の命名規則

- ”路線名”＋”施設名”のファイル名とし、路線名と施設名の間は”_”（半角アンダーバー）１文字で区切り、１施設１つの点検表記録様式（Excelファイル）を基本とすること。
- 本市「データベース」と点検表記録様式の関連付けを行うため、路線名と施設名は、本市「データベース」、点検表記録様式に記載した路線名と施設名に一致させること。
- １施設で複数Excelファイルとなる場合は、後記⑹③に従ってファイル数を増やすこと。

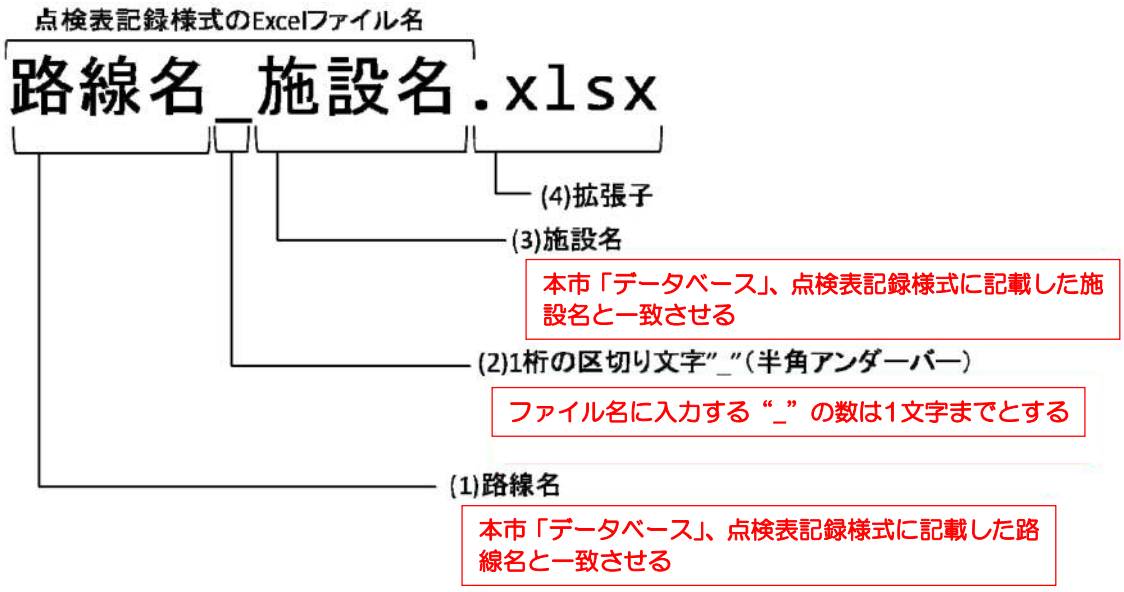

図-２ Excelファイル名の命名規則

⑹ファイル名の命名例

①１施設１Excel ファイルの場合

- 例 路線名：太郎・次郎線、橋梁名（施設名）：三郎橋

図-３ １施設で１Excelファイルの場合のファイル名の命名例

②同一路線内に同一施設名の施設がある場合

・同一路線内に無名橋など、同一施設名の施設がある場合は、施設名末尾に枝番を付して、Excelファイル名が重複しないようにすること。

・施設名末尾に枝番を付した場合も、本市「データベース」と点検表記録様式に記載した施設名と一致させること。

・例　路線名：国土交通１００号線、橋梁名（施設名）：無名橋１
　　路線名：国土交通１００号線、橋梁名（施設名）：無名橋２

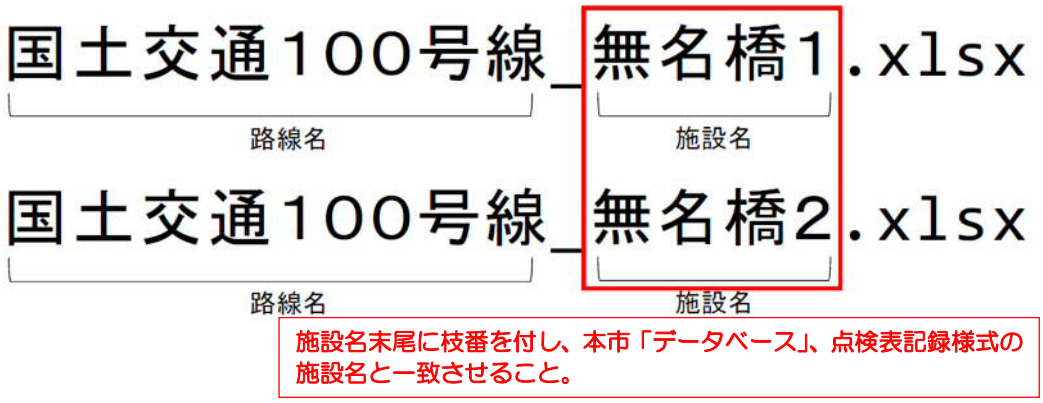

図-４　同一路線内に同一施設名の施設がある場合のファイル名の命名例

③１施設で複数 Excel ファイルとなる場合

・前記⑸に示したとおり、シート数が21以上となる場合で１施設あたり複数Excelファイルとなる場合は、ファイル名末尾に”_”（半角アンダーバー）と”半角4桁のファイル枝番”を付すこと。

・ファイル名に入力する”_”の数は、路線名と施設名の区切りに使用する”_”と合わせて2文字までとすること。

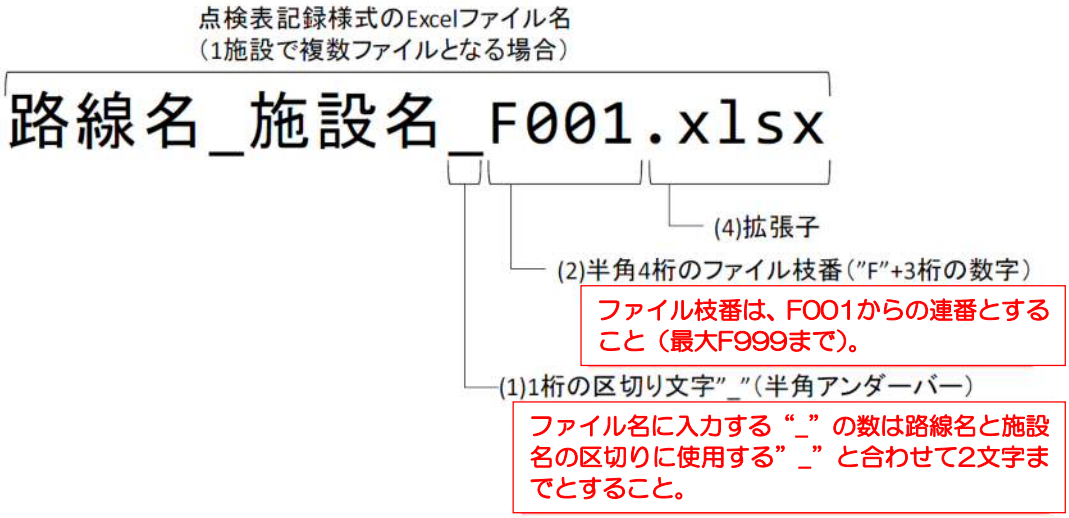

図-５　１施設で複数Excelファイルとなる場合のファイル名の命名例

⑺点検表記録様式のシート名の命名規則

- ”大型カルバート（例：道路橋”）＋”様式番号”＋”ページ番号”のシート名とすること。
- 様式番号に用いる数字は半角とすること。
- ページ番号は、半角4 桁で”P”＋3桁の数字とし、P001からの連番とすること。
- 1Excelファイル内で21シート以上となる場合は、1Excelファイルあたり20シートを上限に、前記⑹③に従ってファイル数を増やすこと。
- 点検表記録様式の様式名とシート名との対比は以下のとおり。

表-2 様式名と提出時のシート名の対比

国交省 HP で公開中の Excel ファイル		提出時のシート名
様式名	シート名	
様式１（その１）	表紙	道路橋様式 1P001
様式（その２）	２枚目	道路橋様式 2P001～道路橋様式 2P999

図-６ 様式名と提出時のシート名の対比

図-７ 提出時のシート名例

３　点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について

定期点検要領等の点検表記録様式に記載する緯度・経度情報については、本市「データベース」との関連付けに使用するため、下記に沿って、記載すること。

記入形式

・記入形式は「0.00000（小数点以下5桁まで）」とすること。

※点検表記録様式と本市が所有する「データベース」の関連付けに使用するため、起点側の緯度経度は、本市が所有する「データベース」に記入された緯度経度と一致させること。

参考文献一覧

1) 国土交通省道路局、シェッド、大型カルバート等定期点検要領、平成 31 年２月、pp.32- pp.33

2) 国土交通省道路局「シェッド・大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和６年３月 国土交通省 道路局」、pp.13- pp.24